

令和 7 年 7 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

塩尻市長 百瀬 敬

市町村名 (市町村コード)	塩尻市 (20215)
地域名 (地域内農業集落名)	片丘地区 (南内田・中原・北熊井・南熊井・中挾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・傾斜はあるが日当たりが良く、農地利用としての条件が比較的良いこともあり、比較的安定した農地利用が続いているが、一部に荒廃化も見られる。
・市街地からの新規就農者の流入、大規模農家やワイナリー参入の動きもあり、集約化をさらに進めることで効率的な農地利用が見込める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も集約化や大規模化を進めて効率的・安定的な農地利用を推進していく。
・眺望に恵まれた地域なので、それを活かした観光と農業を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,081.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,065.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者・耕作者が耕作・管理等を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員会と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員会と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、用排水路など農業施設の適切な維持・改修に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで必要となるサポートを一貫して行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を推進するための環境整備を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--